

中間貯蔵施設の整備に係る工程表

番号	項目	内容	23年度				24年度				25年度				26年度				27年度以降				備考		
			4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1			
1	基本構想検討	●廃棄物・土壌の種類・性状・量、放射性物質の濃度等の調査 ●概略の施設構造・規模・工事費等の算定、候補地の検討(複数案)					構想検討																		
2	中間貯蔵施設の場所選定	●中間貯蔵施設の場所選定の都道府県・市町村・地元との調整					県・市町村・地元調整																		
3	基本設計・実施設計	●中間貯蔵施設の施設構造・規模・工事費等の概略算定 ※基本設計(各種予備協議ができる概略のもの)、実施設計(工事発注・用地買収ができるレベル)					基本設計	実施設計																	
4	環境影響調査・放射性物質の環境への影響調査	●環境影響項目に関する調査、評価、対策の検討等 ●放射性物質の環境への影響の調査、評価、対策の検討等					文献調査	現地調査																	
5	用地取得	●用地取得のための用地測量 ●中間貯蔵施設等の用地取得							測量	用地取得															
6	各種開発許可手続き	●開発許可協議(農地、森林、都計、自然公園、埋蔵文化財等)					予備	本協議(随時実施)																	
7	工事中道路等の工事	●工事中道路、仮設工事等の実施																							
8	中間貯蔵施設の本体工事	●中間貯蔵施設の本体工事の実施																							
9	廃棄物等の搬入	●廃棄物等の搬入																							
既存の処分場の活用の検討																									
除 染							モニタリング計画	市町村・国(特に高線量の地域以外)による除染・仮置き場への搬入・管理																	・初期の大規模な除染後も、自然界における汚染物質の移動等に対応して追加的な除染が長期間に渡ることも想定される。ただし、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する。最終処分の方向については、放射性物質の効果的な分離・濃縮等の技術の発展によるところが大きいので、国は、技術の研究開発・評価に努める。
廃棄物の処理																									・対策地域内廃棄物については、23年度から順次処理。 ・指定廃棄物については、23年度から順次指定し、発生した都度処理を行う。
対策地域内廃棄物							計画策定・仮置き場への搬入	放射線濃度の高い物は一時保管 放射線濃度の低い物は既存の処分場で処分																	
指定廃棄物							指定廃棄物の指定	放射線濃度の高い物は一時保管 放射線濃度の低い物は既存の処分場で処分																	

※除染については、仮置き場への本格搬入開始から3年程度で中間貯蔵施設への搬入開始